

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月四日

熊本県熊本市北区植木町伊知坊七五三番地

株式会社肥後製煉所

代表清算人 江頭 大輔

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により、同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月四日

沖縄県那覇市銘苅三丁目一番三十一号

株式会社ターミナルブルーレーベル

代表清算人 新山 勝己

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十一月二十八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月四日

岐阜県各務原市鵜沼古市場町二丁目二二五番地

農事組合法人各務原農園

清算人 河村 直治

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月四日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月四日

三重県三重郡菰野町大字田口新田二二五三番地

眞願寺

清算人 村井 賢介

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月七日開催の理事会の決議並びに山口県知事の認可により、令和七年十一月六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月四日

山口県宇部市常藤町四番二六号

医療法人おぐらクリニック

清算人 小倉加那子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月二十日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月四日

石川県輪島市町野町金藏ノ部一一番地

宗教法人正楽寺

清算人 梶原 秀了

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十二月十四日開催の理事会及び評議員会の決議により令和七年十月三十一日長野県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月四日

長野県須坂市大字須坂一五三七番地

学校法人関学園

清算人 関 二司光

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により、令和七年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月四日

東京都新宿区大京町二七番地

医療法人社団仁圭会

清算人 松永 正

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月九日、高松地方裁判所の解散命令決定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月四日

香川県高松市塩江町安原下第2号二一二七番地の二

宗教法人駿乗宗法龍院

清算人 弁護士 守谷 貫志

第50期決算公告

令和7年3月26日

岩手県宮古市板屋一丁目2番7号

株式会社イブキ産業

代表取締役 戸澤 正治

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目				金 額(千円)
資の産部	流動	資産	産	1,533,081
	固定	資産	産	2,955,160
	合	計		4,488,241
負債及び純資産部	流動	負債	本	1,049,419
	固定	負債	本	312,934
	株	資本	金	3,125,888
	資	本	金	24,000
	資	本	金	70,000
	利	益	金	3,031,888
	利	益	金	6,000
	その他	利益	金	3,025,888
	(うち当期純利益)			(107,350)
合 計				4,488,241